

調査対象業種の定義

物品賃貸業

物品賃貸業とは、各種の産業で使用される生産設備・機械器具や建設工事に用いる建設機械器具又は、事務用機械器具、コンピュータ（電子計算機）・同関連機器のリース・レンタルを行う事業所をいいます。

ただし、自動車、スポーツ・娯楽用品のみの賃貸業務を扱う事業所、いわゆる「レンタカーショップ」、「貸衣装店」、「レンタルビデオ・CD店」等は含まれません。

「リース」とは物品を使用する期間が一年を超え、契約期間中に解約の申入れができないものをいい、「レンタル」とは「リース」以外の賃貸契約をいいます。

情報サービス業

情報サービス業とは、コンピュータ（電子計算機）のプログラムの作成及びその作成に関する調査・分析・助言等のサービス、コンピュータを用いて委託された計算を行うサービス、コンピュータ処理用にデータを電子媒体等へ書き込むサービス、各種のデータを収集・加工・蓄積し、情報として提供するサービス、ユーザーの情報処理システム、コンピュータ室などの管理運営サービス、市場調査やシンクタンク業務などの情報サービス業務を営む事業所をいいます。

葬儀業

葬儀業とは、葬儀式執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・告別式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに付随する物品の給付など葬儀に係わる一切のサービスを請け負うことを業務として営んでいる事業所をいいます。

ただし、神社、寺院、教会などの宗教関係団体、町内会、婦人会などの地域自治組織、農協、漁協、生協などの相互扶助組織、地方自治体（市町村）は対象外となります。

また、「葬儀一式請負」業務及び法事・法要の取り次ぎ、斡旋、霊柩車運送業務、生花・造花、神・仏具、仏壇の販売、斡旋、墓地・墓石及び香典返しなどの返礼品の販売、斡旋、棺、神・仏具、祭壇などの葬具の製造、販売などを業務としている事業所も対象外となります。

フィットネスクラブ

フィットネスクラブとは、室内プール、トレーニングジム、スタジオなど室内の運動施設を有し、インストラクター、トレーナーなどの指導員を配置し、会員にスポーツ、体力向上などのトレーニング方法などを教授する事業所をいいます。

なお、国及び地方公共団体の施設であって、管理・運営を委託している事業所も対象となります。

また、国、地方公共団体直営の事業所、スイミングスクール（室内プールの他に室内運動施設を有しない事業所）は対象外となります。

カルチャーセンター

カルチャーセンターとは、広く一般の利用者に対して、恒常的、かつ継続的に教養、趣味などの複数の分野にわたる学習講座を有料で提供する民営の事業所（専従の職員及び固定した教室を有する施設（文化センター、文化教室等））をいいます。

学習講座領域は以下のとおりです。

教育の向上、趣味・けいこごと、体育・レクリエーション、家庭教育・家庭生活 職業知識・技術の向上、市民意識・社会連帯意識、その他

なお、学習講座領域が一つだけの場合、大学公開講座、学習塾、専修学校、各種学校、人材育成を目的としたもの、スポーツのみを目的とする施設（フィットネスクラブ、スイミングスクール等）、料理学校、暮会所等は対象外となります。

結婚式場業

結婚式場業とは、結婚挙式及び結婚披露宴の業務を行う事業所のうち、挙式場と披露宴会場を有する事業所（ホテル等を含む）をいいます。なお、国及び地方公共団体の施設であって、管理・運営を受託している事業所も対象となります。

また、国、地方公共団体直営の事業所、社寺、教会、飲食店等専ら挙式のみ又は披露宴のみを行う事業所は対象外となります。

以下の3業種は企業を対象として調査を行いましたので、都道府県単位での集計・公表は行っていません。

クレジットカード

クレジットカード業とは、自社でクレジットカードを発行し、消費者（会員）が加盟店から商品、サービスを購入する際の信用保証、購入代金の立替払い、会員に対する請求・集金などの業務を営む事業所を有する企業のうち、銀行系、信販会社、中小小売商団体、百貨店・量販店（セルフ店）、流通系、電機メーカー系、電器小売専門店、石油元売会社の企業をいいます。なお、代金回収だけといった一部の業務しか行っていない場合は対象としません。

また、通信販売会社 訪問販売会社 自動車ディーラー 自動車メーカー系クレジット会社 信用保証会社 民間金融機関 消費者金融会社は対象となりません。

外国語会話教室

外国語会話教室とは、外国語会話の教授、指導の業務を営み、外国語会話教室のための常設の施設（賃借を含む）を有する企業（会社）、法人・団体及び個人をいいます。

また、学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校）が行う外国語会話教室、宗教法人が行う外国語会話教室、カルチャーセンターの外国語会話教室、学習塾、自宅の居住部分で行う外国語会話教室、移動教室は対象となりません。

新聞業・出版業

新聞業とは、一般紙、スポーツ紙、専門・業界紙など購読料を徴収し、定期的かつ不特定多数を対象に新聞の企画・編集から発行までを営む企業をいいます。

なお、購読料を徴収しない新聞発行のみを行う企業、無料で配布する広告新聞の発行のみを行う企業（広告料収入のみ）、会員など特定の者を対象とした新聞発行のみを行う企業、企画・編集のみを行い発行業務を行わない企業、印刷のみを行う企業、記事の取材、執筆などニュースの供給のみを行う企業、新聞の小売（販売）のみを行う企業は対象となりません。

出版業とは、主として書籍、雑誌、教科書、辞典、パンフレット、定期刊行物など不特定多数を対象に出版物の企画・編集から発行までを営む企業をいいます。

なお、専ら無料で配布するパンフレットなどの発行のみを行う企業（広告料収入のみ）、会員など特定の者を対象とした出版物の発行のみを行う企業、主として印刷又は製本のみを行う企業、書籍、雑誌の取次又は小売（販売）のみを行う企業は対象となりません。